

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会報告書
(鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港)

農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

境港水産物市場管理株式会社 境港市昭和町9番地7 代表取締役社長 大谷和三

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

714,835,000円 …… (1) (債務負担行為額 714,835,000円)

[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 142,967,000円
 (うち市場委託料 136,087,000円)
 (漁港委託料 6,880,000円)

4 審査結果

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理について上記団体を指名し、審査委員会において審査した結果、事業計画書、収支計画書等の内容は適切であり、指定管理者として適当であると認める。

5 審査の経緯

境港水産物市場管理株式会社から提出された事業計画書等の審査及び面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
松澤 以尚 (委員長)	鳥取県農林水産部水産振興局長
北野 岳之 (副委員長)	税理士
酒井 裕規	鳥取環境大学講師
木村 眞理子	境港商工会議所女性会会長
小林 美穂子	元西部東商工会産業支援センター職員

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成25年8月1日（木）

審査要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成25年9月3日（火）

境港水産物地方卸売市場及び境漁港の概要説明・面接審査、審査基準に照らした審査

(3) 審査基準

	審 査 基 準	審 査 項 目
1	公の施設の平等な利用を確保するのに十分なものであるか (指定手続条例第5条第1号)	・管理運営の基本的な考え方
2	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか (指定手続条例第5条第2号)	・管理の基準 ・施設設備の維持管理の基準 ・業務の外部委託 ・事故・事件の防止措置と緊急時の対応
3	公の施設の管理の業務に係る経費の効率化が図られるものであるか (指定手続条例第5条第2号)	・管理経費の効率化の考え方は適切か ・収支計画の見通しは適切か

4	公の施設の管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあるか (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の財政基盤、経営基盤は安定しているか ・組織及び職員の配置等 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等を受けていないか ・法人等の社会的責任の遂行状況 ・管理運営実績評価
---	--	--

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

審査基準	適／不適等	審査項目に対する主な意見
1	適	○指定管理を受け入れるために設立した会社であり、目的意識が明確で、業務に習熟している。
2	基準適合	○県、水産関係者とのコミュニケーションをうまくとり、良好な築けている。
3	基準適合	
4	基準適合	○人材が優れており、自ら対応されている。 ○地元の3荷受でスムーズに管理運営されている。
総合	基準適合	○鳥取県宮境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者の候補者として適当であると認める。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の方針

- 水産業の健全な発展と水産物の安定供給を図るという設置目的を自覚して管理運営に当たる。
- 関係法令等を遵守し、指導・教育を徹底する。
- 県とコミュニケーションを図り、パートナーシップで問題解決に当たる。
- 中立・公平・公正な運営に努め、問題・課題解決に当たる。
- 見積り合せ・価格交渉を徹底し、経費削減を図る。

(2) 施設の設置目的に沿った業務の内容

- 県と密接な連携をとり、公平な管理運営を行う。
- 職員が問題意識をもって業務に取り組み、組織としても情報の共有化を徹底する。
- 巡回等において施設のハード面で問題ないか把握する。

(3) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- マニュアルの形骸化を防ぐため、職員の教育を徹底する。
- 利応射の避難、誘導、安全確保、必要な通報等、万全な体制を構築する。
- 利用者の苦情・要望等について迅速な対応を心がける。

(4) 個人情報保護等への対応

- 職員の教育を徹底し、資料の厳重な管理を行う。
- 情報公開規程に基づき県民の理解と信頼が得られるよう適切に運用する。

(5) 施設利用の要望の把握、利用促進の考え方

- 要望の把握に努め、情報の共有化を図り、対策を迅速に実行する。